

令和 8 年度

事業計画書

私たちにできること  
たすけあいのまちづくり



マスコットキャラクター

ぬ～たん



社会福祉法人



沼田市社会福祉協議会

## 《基本方針》

少子・高齢化や世帯員の減少、単身化の進行、孤立死や認知症高齢者の増加などを背景として、地域・家庭・職場といった共同体機能が低下するとともに、個人や世帯がさまざまな生きづらさを抱え、社会的に孤立して助けを求められないケースも急増しており、制度の狭間で支援を必要としている人々を支える包括的・総合的な支援策の展開が求められています。

また、物価の上昇、近年頻発するさまざまな災害は、人々の活動や交流、就業、雇用情勢に大きな変化をもたらし、生活困窮者の急増のほか、住民の社会参加、交流活動やボランティア活動、地域での支え合い・見守り活動にも大きな影響を及ぼしています。

令和7（2025）年度に団塊の世代が75歳を迎え、さらに令和22（2040）年度には団塊ジュニアの世代が65歳となり、高齢者人口がピークに達し、地域生活課題の複合化・複雑化がより進むと予測されています。

本会では改めて地域の課題を明確にすることにより、課題解決に向けた今後の取組を示し、地域福祉推進の羅針盤として、「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を基本理念とした、第5次沼田市地域福祉活動計画に基づき、社会情勢の変化や地域ニーズ等を注視しながら、果たすべき地域福祉の役割を示すとともに、多様かつ複合的な課題に対し相談体制の拡充を図り、関係機関と連携し、「包括的支援体制の強化」に努めてまいります。

また昨年度、受任体制の整備を整えた成年後見制度の法人後見事業について、福祉サービス利用援助事業と連携し、引き続き円滑なサービス提供を軸に市民の権利擁護に努めます。

介護サービスにおいては、利用者の権利と人格を尊重し、地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう自立支援に資する質の高いサービスを提供するとともに、事業活動にあたり効率性及び収益性を意識しながら関係機関や地域住民等と連携を図ることで、福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所を目指します。

本会は、社協が果たす役割及び使命を改めて認識し、より経営基盤の強化を図るとともに、地域に根ざした事業に力を集中し、地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を推進します。

## 《SDGsへの取組方針》

SDGsとは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱えるさまざまな問題の解決を目指した国際的な目標です。

本会では、国が進めている「地域共生社会」の推進と、国際的な目標である「SDGs」の取組を包含し、地域住民及び福祉団体・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる仕組みの構築を目指します。



## 《マスコットキャラクターの活用について》

設立55周年を記念し、一般公募から誕生した「マスコットキャラクター」の「ぬ～たん」社協だよりやホームページ、イベントのチラシなどに登場し、今後も沼田市社会福祉協議会を引き続き広くPRしていきます。

### 「ぬ～たん」

沼田市の木「サクラ」、沼田公園のシンボル「御殿桜」から生まれた福祉の心も持つ妖精。

沼田に関わる皆が幸せに暮らせるように明るく優しい気持ちがあり、広く見渡せどんな些細なことでも「気付く」ことのできる大きく澄んだ目。

「繋ぎ、差し伸べ、助け合う」ことのできる大きく力強い手。

全ての人・場所に「すぐ駆けつける」ことのできる翼を持っています。



決定日：令和6年2月  
作者名：薄根町 大澤 卓也 様

# 令和 8 年 度 事 業 計 画

自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

## 《法人経営・組織基盤強化》



本会は、公的な性格を持つ民間福祉団体（社会福祉法人）であり、公益性の高い組織に相応しい法人体制を確立し、その使命を実現するために基盤強化と健全な運営を図ります。

働き方改革に基づき、職員が働きやすい職場環境の創出、職場の環境整備、メンタルヘルスへの対応と充実を図り、働きがいのある職場を目指します。

限られた職員で年々拡大・深化する業務に対応するため、事務の効率化や組織内連携・職員間連携を強化するとともに、研修等を通して職員の質の向上を図ります。さらに、職員のチームワーク力を基盤に「地域とともに考え、行動する社協」を目指します。

また、物価の上昇を見据え、クールビズやウォームビズなどによる光熱水費の節約、ペーパーレス化などによるリデュースの推進、紙資源のリサイクル推進等を通じて環境に配慮した取組を進めます。

- |  |         |
|--|---------|
| 1 理事会、評議員会、監事会、正副会長会議、評議員選任・解任委員会等の実施  | 【総務企画係】 |
| ○社会福祉協議会の運営を担う標記会議を適正に実施し、健全な法人運営を図る。  |         |
| 2 予算の適正かつ効果的な執行及び経費削減の実施   | 【全 係】   |
| ○本会の収入の大半を占める補助金や助成金、委託金は経営上の重要な財政基盤であることから関連事業を効果的・効率的に実施し、予算管理を徹底し、適切に執行する。  |         |
| ○経営状況が厳しい中、事業ごとに経費削減に向けた具体策を職員全員で取り組む。   |         |
| 3 適正な人事管理と労務管理の強化  | 【総務企画係】 |
| ○国が推進する働き方改革関係法令の制定・改正を的確及び迅速に捉えて、社会保険労務士等の指導のもと適正な規程の整備に努める。  |         |
| ○SDS（自己啓発援助制度）を推進し、キャリアパスの構築、職員の地域福祉の専門性を図る。   |         |
| ○人事考課制度構築と適正な運用を図る。  |         |
| 4 専門委員会の実施   | 【総務企画係】 |
| ○必要に応じ、専門委員会を開催し、課題についての検討を行う。   |         |
| 5 業務運営機能の強化  | 【全 係】   |
| ○本会は公共性が極めて高い団体として、市民等の信頼に応える必要があることから、全職員を対象に、法令遵守はもとより、説明責任が果たせるよう、コンプライアンス意識の醸成・定着を図るとともに、個人情報等の扱い等トラブルを未然に防ぐリスクマネジメントに取り組む。  |         |
| ○各係、各事業所の職員で構成するチーム制を積極的に構築し、各種事業の見直しと効率的な事業遂行を図る。   |         |
| ○職員提案制度を活用し、各職員のまちづくりへの参加意識の高揚や業務運営の効率化並びに福祉サービスの向上を図る。  |         |
| ○各係、各事業所管理者等で構成する施設長等連絡会議を定期的で開催し、経営状況から見る課題の抽出、地域の課題やニーズの抽出を行い、業務内容の見直し及び地域の状況に合った活動を進める。   |         |
| ○第5次沼田市地域福祉活動計画（令和6年度～令和10年度）では、「ふれ合いのまちづくり」「支え合いのまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、本計画の内容を市民及び関係団体に改めて発信し、多様な主体による連携と協働を呼びかける。さらに取組について、地域福祉の施策が計画どおり推進されているか、定期的な評価と見直しを行う。 |         |
| ○行政所管課（社会福祉課・介護高齢課）との連携を強化するとともに、定期的な情報交換の場を設ける。また、民生委員・児童委員や社会福祉施設連絡会等の関係団体との連携を強化する。   |         |

## 6 人材の確保・育成・定着

【全 係】

- 人材の確保に向け、社協の仕事の魅力を発信するほか、新卒予定者のみならず就職活動前の学生等を対象とした仕事体験や、転職を希望する若手求職者を中心とした説明会等の取組を実施する。
- 今後の人材確保につなげるため、実習の受け入れ機関として、実習生を積極的に受け入れる。
- 次世代のリーダー層を担う職員を早期に育成するため、中堅職員に注力した研修を計画的に実施するとともに、若年層の定着を図るため若手職員を対象とした学習会を開催することにより、職員の資質向上を目指す。
- 本会の事業推進に有用な資格や免許について、積極的に資格取得を促し、経費の支援を行うことで、職員の資格取得に対する意欲の高揚と資質の向上を図り、円滑な事業の運営を図る。

## 7 社会福祉大会の実施

【総務企画係】

- 社会福祉への理解と地域福祉を積極的に推進するための啓発活動の一つとして社会福祉大会を開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、社会福祉の課題解決に向けた意識の共有を図る機会とする。

## 8 自主財源の確保

【総務企画係】

- 本会の自主財源となる会員の募集を行い、住民参加の一つとして広く市民に周知することで、地域福祉活動への理解と協力を努める。また一般会員とは別に個人や施設、団体や企業を対象とした賛助会員及び特別会員の加入促進を図るとともに、会費のキャッシュレス化を図る。
- 福祉を支える寄付文化の醸成につながるよう、善意銀行の仕組みや活用実績についての可視化を図るとともに、地域住民から寄せられた金品の使途について善意銀行運営委員会において検討した上で、地域の活動の財源に充てる。また寄付金のキャッシュレス化の推進を図る。
- 民間補助事業の積極的な活用と地域課題解決のための「ファンドレイジング」の活用に向けた検討及び推進を図る。

# 《基本目標 1 ふれ合いのまちづくり》



## 1 ボランティア活動の推進

### (1) ボランティアセンター機能の強化

【協働推進係】

- ボランティアコーディネイト業務を中心にボランティア活動の支援、情報提供等を行い、沼田市におけるボランティア活動の拠点として沼田市ボランティアセンターの充実と機能強化を図る。

### (2) ボランティア及びNPOの交流やネットワーク化の推進

【協働推進係】

- ボランティア及びNPOのネットワークの構築を進め、団体のPR活動や個人・団体間の交流を図るため、各種講座や研修会、交流会を開催する。

### (3) 人材の確保と意識啓発

【協働推進係】

- ボランティア活動保険の活用を通じ、安心して活動ができる環境を整備するとともに、ボランティア活動保険の加入促進に努める。
- ボランティア活動のきっかけをつくる基礎的事業として、ボランティアやNPOに携わる専門的な人材の育成推進、各種講座やセミナー等によるボランティア及び市民活動の意識啓発事業を実施する。

- ①傾聴ボランティア養成講習会
- ②収集ボランティア活動（ちょこっとボランティア）の通年実施
- ③技術ボランティア養成講習会（沼田市受託事業）
  - 1) 点訳ボランティア養成講習会
  - 2) 音訳ボランティア養成講習会
  - 3) 手話奉仕員養成講習会

## 2 福祉教育・福祉体験学習の推進

### (1) 福祉体験学習の推進

【協働推進係】

- 小・中学校や高校の福祉教育の一環として、福祉について理解を深めるため、高齢者や障がいのある方への支援の方法を学習する機会を提供する。
- 学校との連携により、学習内容に合わせた講師の派遣、体験学習を進めていくとともに、創意工夫を凝らした学習プログラムの研究を進める。

### (2) 福祉教育サポーター養成講習会の開催

【協働推進係】

- 学校での福祉体験学習を円滑に進めていくために、地域と学校をつなぐボランティアを養成する福祉教育サポーター養成講習会を計画的に開催し、資質向上に努める。
- 福祉教育サポーターとしてボランティア登録を推進し、技術向上のためのフォローアップ研修を実施する。

## 3 地域福祉推進のための理解促進

### (1) 広報・啓発活動

【総務企画係】

- 広報紙「社協ぬまた」を発行し、本会の各事業や関係事業所の活動状況並びに地域福祉・ボランティア活動などの情報を広く市民に周知し、福祉意識の向上を図る。  
また、社協の仕事や魅力を市民に幅広く知っていただくため、さまざまなコーナー等を設け、中身の濃い、誰もが見やすい紙面づくりに努める。  
発行：年3回（7月・12月・3月）  
1回あたり20,000部  
全戸配布及び関係施設へ配布
- マスコットキャラクターを有効的・効率的に活用し、市内外に広く周知するとともに、市民等が活用できるグッズを製作し、社協のPRを図る。

### (2) 社協ホームページによる情報発信

【全係】

- 本会のホームページに各種事業、イベントの開催案内等を掲載し、市内・市外を問わず多くの住民や若い世代に福祉活動に関心を持っていただけるような広報活動を行う。
- ホームページの内容の充実を図るとともに、いつでも新しい情報を入手・閲覧できるよう最新情報を発信し、効果的な運用を図る。

### (3) SNSを活用した情報発信

【全係】

- より多くの市民・団体等にとって身近な存在となることを目指し、即時性の高い「LINE」や「Facebook」などのウェブ媒体を、使用目的に合わせて効果的に活用する。
- 今般のインターネット社会に対応するため、「Instagram」や「TikTok」、「X(旧Twitter)」の効果的な活用を目指す。

## 4 福祉バザーの実施

### (1) 福祉バザーの実施

【協働推進係】

- 各家庭で眠っている未使用の品物や農産物を提供いただき、販売した売上金によって地域福祉事業の充実を図る。

## 《基本目標2 支え合いのまちづくり》



## 1 地域のつながり・支え合いの構築

### (1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

【協働推進係】

- 民生委員・児童委員、老人クラブ、各サロンの担い手等と協力し、地域の高齢者や障がい者、親子の見守りなど、小地域における住民福祉活動の拡充、仕組みづくりに努める。
- サロン運営者の質の向上を図るとともに、各サロンが自立的な運営ができるよう関係機関との連携や調整、サロン運営者の支援、養成、研修会などを定期的に行う。
- サロン未実施地区への働きかけを行い、多世代が交流できるコミュニティサロン等居場所づくりを構築する。

## (2) 生活支援体制整備事業の推進（沼田市受託事業）

【協働推進係】

- 「お互いさまのまちづくり事業」として中学校区ごとに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を継続していくために、住民主体の助け合い活動が推進されるよう、関係機関との連携を推進する。  
また、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、各地区のコーディネーターと協力し、住み慣れた街で生活していけるよう地域づくりを推進する。
  - ① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
    - ア 本所に第1層生活支援コーディネーターを配置
    - イ 白沢、利根、多那中学校区に第2層生活支援コーディネーターを配置
  - ② 生活支援・介護予防サービス提供体制の構築
    - ア 地域の課題抽出と解決に向けた取組支援
    - イ 担い手の養成と地域資源の開発
    - ウ 関係者間の情報共有やサービス提供主体とのネットワークの構築
    - エ 地域の支援ニーズと地域活動のマッチング
  - ③ 高齢者の社会参加による介護予防と地域づくりの推進
    - ア 第1層・第2層協議体の開催支援と住民主体の活動促進
    - イ 高齢者の社会参加を通じたフレイル予防の推進

## (3) 重層的支援体制整備事業への協力

【生活支援係】

- 沼田市と連携しながら、重層的支援体制整備の構築を目指し、引き続き行政や関係機関と連携し、市民からの相談内容の整理と課題の把握を継続する。

## (4) 地域福祉を支える人材確保と育成強化

【協働推進係】

- 地域福祉やボランティア・市民活動に関心のある市民に対し、個々の相談に通じた情報の提供や発信、コーディネートを行う。
- 若い世代への参加を促進していくため、市内の小・中・高校生を含めた若い世代同士が、自分たちの活動内容や楽しさを同世代の人に発信する機会を設ける。
- 地域に住む住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決できる力を育むことを目的に、地域福祉ニーズに対して社会資源の開発、連携を図り、地域貢献活動が行われるよう地域のネットワーク化を推進する。
- 沼田市社会福祉施設連絡会を通じて、地域課題の共有及び解決に向けて、定期的な情報交換を実施する。また情報の共有を図り、ネットワークのより一層の連携と強化を目指す。
- 学生等に福祉の仕事への関心を高め、人材確保につなげるため、本会と沼田市社会福祉施設連絡会とのネットワークを活かし、さまざまな分野における福祉の仕事の実情や職員の声を伝える研修会等の開催を目指す。
- 社会福祉施設の地域における公益的な取組については、社会福祉法人・社会福祉施設等においてその気運の高まりが見られていることから、子ども、障害、高齢といった種別分野を超えた団体と意見交換を行い、参考とする事例の収集と情報共有を図る場を設ける。
- 住民のニーズや課題などを共有し、地域の将来像を考え、解決に向けアイデアを出し合う場として、町内会や地区民児協、学校、社会福祉施設、企業、NPO、ボランティア団体等の多様な地域の関係者が集う地域座談会を開催し、地域の社会資源の拡大、地域の強みや課題の共有を進め、新たな支え合い活動につなげていく。
- 福祉活動の担い手不足の解消に向けて、福祉活動への貢献意欲のある企業及び団体と連携し、活動者に対する支援や新たな担い手の育成に取り組む。また、社会貢献活動のノウハウなどの情報交換、本会と社会福祉施設連絡会、企業と団体の交流の場を設け、地域と連携・協力した取組の促進を図る。

## 2 地域における見守り支援

### (1) 見守り体制の推進

【協働推進係】

- 地域住民同士が日頃の生活の中で自然と見守り、支え合う行政区を単位とした小地域での見守り活動を推進する。
- 気づきを高め、つなぎ、見守ることのできる地域づくりを目指した見守り活動の推進に向けた支援の強化。
- 地域に潜在するニーズの早期発見・早期対応を行うとともに、地域住民と問題解決に向けて取り組める体制づくりを目指す。

### 3 相談機能の充実の強化

#### (1) ふれあい総合相談

【総務企画係】

○ふれあい総合相談員による生活上の困りごとに関する相談の実施

#### (2) 弁護士による無料法律相談

【総務企画係】

○群馬弁護士会からの派遣による、無料法律相談の実施

#### (3) ふれあい総合相談員活動の充実

【総務企画係】

○研修会やケース検討会を、必要に応じ開催し、相談員同士の情報共有を図る。

#### (4) 各種相談に応じた相談窓口の設置

【全 係】

○福祉に関する総合的な相談窓口の機能強化を図る。

### 4 福祉団体への支援と協力

#### (1) 福祉団体への支援と協力

【総務企画係】

【協働推進係】

○地域福祉を推進するため、各種福祉団体への育成支援と活動助成金を交付する。

### 5 支部活動の推進

#### (1) 支部活動の推進

【総務企画係】

【生活支援係】

【協働推進係】

○住民の支え合い活動や福祉行事などへの助成金の交付

○白沢及び利根地域における、まちづくり事業への一環による冬季期間の除雪体制整備の推進。

### 6 地域共生社会の実現に向けた活動の調査・研究

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた活動の調査・研究

【生活支援係】

【協働推進係】

○高齢・障がい・子育て等の理由で買い物への外出が困難な方を対象とした「買い物支援サービス事業」を試行実施する。

### 7 その他の地域福祉事業の実施

#### (1) その他の地域福祉事業の実施

【総務企画係】

【生活支援係】

【協働推進係】

○高齢者慶祝事業の実施（高齢者福祉推進事業）

○高齢者芸能発表会の実施（高齢者福祉推進事業）

○電動車いす利用者交通安全教室の実施（高齢者福祉推進事業）

○社会参加促進事業の実施（障がい者福祉推進事業）

○ふれあい子どもひろばの実施（子育て支援推進事業）

○婚活イベント（沼コン）の実施

○青少年の健全育成に関する各種行事への協力と支援

○子育て支援に関する各種関係行事への協力と支援

## 《基本目標3 安心して暮らせるまちづくり》



### 1 災害時・緊急時の支援体制づくり

#### (1) 要支援者を見守るネットワークの確立

【協働推進係】

○「認知症にやさしい地域づくりネットワーク」（沼田市受託事業）などの見守り活動を活用し、地域住民をはじめ関係機関の協力により、支援につなげていくためのネットワークを強化する。

○見守り事業の周知とネットワークへの加入促進に努める。

#### (2) 災害ボランティアセンター事業の実施

【協働推進係】

○災害発生時に迅速に対応するため、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。

○災害時の対応を円滑かつ効果的に進めるために平時から沼田市、自主防災組織、社会福祉施設連絡会、民生委員児童委員協議会、TNネット（利根沼田災害ネットワーク）などの地域関係者と協議の場を設け、災害時のそれぞれの役割や連携体制の構築を進める。

○災害ボランティアセンター運営マニュアルを随時見直し、有効的な利用を図る。

○災害ボランティアセンターが設置され、ボランティア活動を行う上で必要な器具備品（物資）の整備を、群馬県社会福祉協議会や沼田市と協力して計画的に進める。

### (3) 災害ボランティア養成講習会の開催

【協働推進係】

- 地域の中で活動できる、災害ボランティアの育成を計画的に進め、人材確保に努める。
- 災害ボランティアとしての資質向上のため、地域住民とともに災害時の避難場所の確認、避難方法、要援護者への対応等を確認するため、地域防災訓練に積極的に参加する。

### (4) 被災地支援活動への協力

【協働推進係】

- 近県において大規模災害が発生した場合に、必要に応じて被災地に向けたボランティアバスの運行を計画し、市民の積極的なボランティア活動を支援する。
- 群馬県社会福祉協議会の要請を受け、被災地の災害ボランティアセンターに職員の派遣を行う。

## 2 自立した生活への地域づくり

### (1) 日常生活自立支援事業の実施（群馬県社会福祉協議会受託事業）

【生活支援係】

- 判断能力が十分でない高齢者や障がいを持つ方を対象に、住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行い権利擁護に努める。
  - ① 福祉サービスに関する相談・助言・申請手続きの支援
  - ② 日常的な金銭管理サービス
  - ③ 書類や通帳等の預かりサービス
- 利用者の増加に対応するため、生活支援員の確保に努め、研修会等を開催し、サービスの内容や資質の向上に努める。

### (2) 成年後見利用促進事業の実施（ぬまた成年後見支援センター/沼田市受託事業）

【生活支援係】

- 権利擁護支援が必要な人であっても、本人の意思を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、制度の利用促進に向けた取組を進めていくため制定された「沼田市成年後見制度利用促進基本計画」に沿った支援を的確に実施する。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、成年後見制度の更なる利用促進のため、広報や相談機能の充実を図り、制度を必要としている人を適切な利用につなげる。また権利擁護の担い手であり、地域福祉の担い手でもある市民後見人の養成を目指す。
- 中核機関である「ぬまた成年後見支援センター」において、次の業務を行う。
  - ① 制度の周知及び啓発
    - 成年後見制度を広く知ってもらうため、制度に関するパンフレットの配布、市民向けの出前講座を開催することで、制度の周知及び啓発を図る。
  - ② 相談体制の整備
    - 中核機関を中心として相談先となる機関同士の連携を強化するとともに、相談体制を整備する。
  - ③ 利用促進に向けた環境整備
    - 制度の利用促進に向けた体制整備として、「司法」「医療」「福祉」等の地域連携体制を構築し、行政機関、関係機関等及び専門職との意見交換や協議を行うためのネットワークの構築を図る。

### (3) 法人後見事業（令和7年度新規事業）

【生活支援係】

- 本会組織の継続性や、総合的な支援の実施ができることなどの特長を活かし、弁護士など他の専門職との調整を図りながら、本会が後見人となる法人後見事業を本格実施し、周知及びネットワークの確立を検討する。
- 親族、資産及び所得の状況から、他に適切な成年被後見人等が得られない方に対し、本会が受任し、後見活動を行うことにより、成年後見人等の権利擁護に努める。

### (4) 生活困窮者への支援

【生活支援係】

- フードバンク事業の運営を行う本会と社会福祉課、ごったく広場の三者で定期的な情報交換を行い、適正な運用を図る。
- 生活困窮者等の窮迫した状況の相談者に対し、適正な食料等の支援を行う。

### (5) 生活福祉資金貸付事業の実施

【生活支援係】

- 低所得者、障がい者、生活困窮世帯等を対象に相談・支援を行い、必要な資金の貸付事務を行うとともに、経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活ができるよう支援する。
- アフターコロナで多様化・複雑化する生活困窮世帯の相談に対応するため、自立相談支援機関や他機関との連携強化や職員の資質向上など、相談体制の強化を図る。
- 資金貸付による当該世帯の自立支援と、適正な償還指導による効果的な運用を図る。
- コロナ禍に実施された特例貸付は、現在償還が開始されており、一定の条件を満たす方や償還が困難な方には償還免除や猶予の手続きが取られている。本会では国や県社協の方針に沿い適正に業務を進めるとともに、利用者の状況確認や必要な方へのフォローアップを支援する。

### (6) 沼田市地域包括支援センター事業（沼田市受託事業）

【協働推進係】

- 地域の高齢者の生活上の相談や介護相談等に対し、必要な援助を関係機関とのネットワークを通じ専門的な総合支援相談を行う。また、権利擁護の支援や認知症高齢者の地域での支援体制づくりに取り組み、地域包括ケアシステム実現に向けた中核的な機関として、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に推進する。
- 地域包括ケアシステムの推進に向け、住民主体の支え合い体制を強化するため、地域住民が地域活動に参画しやすい環境を整備することを目的として、ボランティアを養成・育成する。
- 行政、介護、福祉、医療等のサービス事業所と協力し、地域で生活する高齢者の総合的な相談窓口として各種の相談に応じるとともに、次の業務を行う。
  - ① 介護予防マネジメント（第1号介護予防事業）
  - ② 一般介護予防事業
  - ③ 総合相談支援業務
  - ④ 権利擁護業務（高齢者支援ネットワーク・成年後見制度利用促進事業）
  - ⑤ 包括的・継続的マネジメント支援業務
  - ⑥ 在宅医療・介護連携推進業務
  - ⑦ 認知症総合支援業務
  - ⑧ 地域ケア会議推進業務
  - ⑨ 多職種協働による地域支援ネットワーク
  - ⑩ 指定介護予防支援事業

## 3 共同募金推進事業の実施

### (1) 共同募金・歳末たすけあい募金事業

【総務企画係】

【生活支援係】

【協働推進係】

- 群馬県共同募金会からの配分を受け、複雑化する地域の課題解決に向けた新たな取組への活用を図る。  
また、歳末激励金の実施に際しては、活動の主体である民生委員・児童委員の意見を参考に進める。地域福祉事業の実施に際しては、歳末たすけあい運動の趣旨（低所得世帯支援）に沿った事業の検討を行う。
  - ① 一般募金地域配分事業（社会福祉協議会配分）
    - ア 広報「社協ぬまた」発行事業
    - イ 沼田市社会福祉大会事業
    - ウ ふれあい・いきいきサロン推進事業
    - エ 支部社会福祉協議会活動支援事業
    - オ ふれあい子どもひろば事業
    - カ 災害ボランティア養成講習会事業
    - キ 傾聴ボランティア養成講習会事業
    - ク 福祉教育出前講座事業
  - ② 地域歳末たすけあい募金配分事業
    - ア 在宅対象者見舞金
    - イ 施設対象者見舞金
    - ウ 地域サービス事業

(2) 沼田市共同募金委員会業務の運営

【総務企画係】

【生活支援係】

【協働推進係】

- 「じぶんの町を良くするしくみ」づくりを目的に、地域から寄せられた募金をより効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう努める。
- 社会福祉法人や一般団体等の地域配分申請を受付し、配分審査委員会の審査を経て運営費や備品整備費などの配分決定を行う。
- 共同募金寄付者への説明、成果報告、感謝を表すための広報・周知の充実に努める。
- 共同募金助成の対象とする事業や団体、申請手続きが分かりやすい助成基準（配分要領）について検討を進める。
- 群馬県共同募金会と連携し、小災害見舞いや義援金受付業務を実施する。
- 硬貨入金手数料等を考慮し、募金のキャッシュレス化やインターネットを活用した納入など手続きの簡素化に向けた検討を進める。

4 介護保険事業所の経営

【介護事業係】

- (1) 居宅介護支援事業（沼田市社会福祉協議会居宅介護支援事業所）
- (2) 訪問介護事業（沼田市社会福祉協議会訪問介護事業所）
- (3) 通所介護事業（沼田市社会福祉協議会デイサービスしらさわ）

- 利用者及び家族と十分に意思疎通を図り、信頼感・関係性を作りながら、利用者一人ひとりの身体状況・生活状況にあった目標設定や自身でできることを尊重した支援計画の作成、見直し、評価を行う。
- 職員の経験や能力、職責に応じた職場内外の研修、外部研修参加職員からの伝達研修等を通じて、職員のスキルアップを図り、専門性の高いサービスの提供を目指す。
- 事業所内での研修を通して、虐待防止やコンプライアンスの厳守に対する職員の意識向上を目指す。
- 介護事故等の防止と事故発生時の適切な対応を図るため、事故対応マニュアルをもとに、職員研修を継続し、事故やヒヤリハット事例の共有を図るとともに再発防止に努める。
- 感染症などの拡大や自然災害等の緊急事態の発生に際しては、業務継続計画を活用して、被害を最小限に抑えるとともに、事業の継続及び早期復旧に努める。
- 災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、定期的に避難訓練や防災研修等を実施し、職員の防災意識の徹底を図る。
- 自然災害等の緊急時に、独居や高齢者世帯、障がい者等の孤立を防ぎ、ケアマネジメント等の支援が迅速かつ適切に行えるよう、医療機関や関係者との連絡体制の構築を目指す。

《その他の受託事業》



1 受付業務等の受託

- (1) 沼田市保健福祉センター
- (2) 白沢創作館
- (3) 利根保健福祉センター

【総務企画係】

【協働推進係】

【協働推進係】

2 福祉作業所の受託

【協働推進係】

- (1) 沼田市福祉作業所
- (2) 白沢福祉作業所

○福祉作業所の運営にあつては利用者の現状を精査し、今後の事業展開について内部で調整を進める。

3 学童クラブの受託

【生活支援係】

- (1) さくら学童クラブ
- (2) 沼田東学童クラブ
- (3) 沼田東第2学童クラブ
- (4) しらさわ学童クラブ
- (5) とね学童クラブ

#### 4 その他の受託

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 小口生活資金貸付事業<br>○緊急的な生活資金の必要世帯に対する小口生活資金貸付事業の実施                 | 【生活支援係】 |
| (2) 市有墓地無縁仏供養事業<br>○縁故者のない埋葬霊位の慰霊事業を実施                            | 【総務企画係】 |
| (3) 沼田市ひとり暮らし高齢者交流会事業<br>○70歳以上のひとり暮らし高齢者（旧沼田市・白沢町・利根町）を招いた交流会を開催 | 【協働推進係】 |
| (4) 在宅介護支援センター事業  | 【生活支援係】 |
| (5) ぬまた聖苑焼骨灰供養事業（利根沼田広域市町村圏振興整備組合受託事業）                            | 【総務企画係】 |
| (6) 沼田市介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスA1）                                 | 【介護事業係】 |

### 《その他の事業》



#### 1 その他の事業

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 行旅者援護事業の実施<br>○社会的要因等で住所地を失った行旅人等へ目的地までの旅費の一部を支給する一時援護事業の実施   | 【生活支援係】 |
| (2) 被災世帯への援護事業の実施<br>○火災等による被災世帯へ見舞金の配布を実施  | 【総務企画係】 |
| (3) 音訳CD、点訳誌の貸出   | 【協働推進係】 |
| (4) 福祉サービス苦情処理第三者委員の配置<br>○福祉サービス利用者へ良質なサービスの提供、利用者の満足度を高めることと利用者からの苦情等に適切に対応するため、苦情解決規程を制定し、第三者委員を配置                       | 【総務企画係】 |
| (5) インターシップ事業への協力<br>○高等教育における福祉についての授業や福祉の現場を体験することを目的とした、インターシップ事業への協力<br>○福祉人材を育成する大学及び社会福祉専門学校生徒等の実習等の受け入れによる福祉人材の養成と確保 | 【総務企画係】 |
| (6) 社会福祉関係者への慶弔実施<br>○慶弔規程により関係者への慶弔の実施   | 【総務企画係】 |